

社会保険労務士法人マツザワサポート  
 ライフサポートまつざわ  
 〒950-1425 新潟市南区戸石 382-19  
 TEL 025(372)5215 FAX 025(372)5218  
 Eメール info@matsuzawa-support.com  
 URL http://matsuzawa-support.com

今月のテーマ

【助成金シリーズPART2】

## 人材開発支援助成金のご案内

～正社員の職業能力向上を図る場合に助成されます～

「人材開発支援助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練の段階的・体系的な実施や人材育成制度を導入した事業主等に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

※ この助成金の対象となる労働者は、雇用保険の被保険者のうち、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を除いた者となります。

### 対象となる訓練・制度コース

I 特定訓練コース	労働生産性向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOff-JTを組み合わせた訓練など、効果が高い10時間以上の訓練について助成
II 一般訓練コース	特定訓練コース以外の20時間以上の訓練に対して助成
III キャリア形成支援制度導入コース	セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成
IV 職業能力検定制度導入コース	技能検定合格奨励金制度、社内検定制度、業界検定制度を導入し、実施した場合に助成

### 助成額・助成率

訓練関連							
支給対象となる訓練		賃金助成(1人1H当り)		経費助成		実施助成(1人1H当り)	
		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合	
I 特定訓練コース	Off-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	—	—
	OJT	—	—	—	—	665円 (380円)	840円 (480円)
II 一般訓練コース	Off-JT	380円	480円	30%	45%	—	—

※ 認定実習併用職業訓練において、建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野(特定分野)の場合は、経費助成率を30%→45%、45%→60%、60%→75%へ引き上げ

※ ①②に該当する場合は、経費助成率を30%→45%、45%→60%、60%→75%へ引き上げ(複数該当の場合はいずれか一つを選択)

① 若者雇用促進法に基づく認定事業主  
(訓練計画提出時までに認定されていること)

② セルフ・キャリアドック制度導入企業

(訓練計画提出時までに就業規則等に制度を規定し、労基署に届出ていること)

## 制度導入関連

支給対象となる訓練	制度導入助成	
	生産性要件を満たす場合	
Ⅲキャリア形成支援制度導入コース	47.5 万円	60 万円
Ⅳ職業能力検定制度導入コース		

※ 生産性要件については、「MR 通信 4 月号」参照

※ 助成額には、支給限度額があります。

### 助成対象とならない訓練の例

#### 1. Off-JT 訓練コースの実施目的の要件

カリキュラムの一部に次の「表1」で掲げる内容や、「表2」の実施方法によって行われる部分がある場合は、その部分は賃金助成の対象となりません。

また、訓練コース全体の実施目的が次の「表 1」で掲げる場合には、訓練コース全体が助成対象となりません。

#### 【表1】 Off-JT 訓練コースのうち助成対象とならないもの

1	職業、または職務に間接的に必要となる知識・技能を習得させる内容のもの (職務に直接関連しない訓練) 〈例〉普通自動車(自動二輪車)運転免許の取得のための講習
2	職業、または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの 〈例〉接遇・マナー講習など社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習
3	趣味教養を身につけることを目的とするもの 〈例〉日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室
4	通常の事業活動として遂行されるものを目的とするもの 〈例〉①コンサルタントによる経営改善の指導 ②品質管理のマニュアル等の作成または社内における作業環境の構築や改善 ③自社の経営方針・部署事業の説明、業績報告会、販売戦略会議 ④社内制度、組織、人事規制に関する説明 ⑤QCサークル活動 ⑥自社の業務で用いる機器・端末等の操作説明 ⑦自社製品および自社が扱う製品の説明 ⑧製品の開発等のために大学等で行われる研究活動 ⑨国、自治体等が実施する入札に係る手続き等の説明 等
5	実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの 〈例〉時局講演会、研究会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会
6	法令で講習などの実施が義務付けられており、事業主にとっても、その講習を受講しなければ業務を実施できないもの 〈例〉労働安全衛生法に基づく講習(法定義務のある特別教育など)、道路交通法に基づき実施される法定講習 ※労働者にとって資格を取得するための法定講習など(建設業法の定める土木施工管理技士を取得するための訓練コース、社会福祉、介護福祉法の定める介護福祉士試験を受けるための訓練コースなど)は除きます。
7	知識・技能の習得を目的としていないもの 〈例〉意識改革研修、モラル向上研修
8	資格試験(講習を受講しなくても単独で受検して資格を得られるもの)、適性検査
9	官庁(国の役所)主催の研修

※上記2については、訓練コースが認定職業訓練である場合に限り、助成対象となります。

**【表2】 Off-JT 訓練コースのうち助成の対象とならない訓練の実施方法**

1	通信制による訓練(遠隔講習であっても、一方的な講義ではなく、講師から現受講中の受講生の様子を見ることができ、質疑応答などができる形態を除く)
2	eラーニングなど映像のみを視聴して行う講座
3	海外、洋上で実施するもの(海外研修、洋上セミナーなど)
4	通常の業務の場で行われるもの (事務所、営業店舗、工場、関連企業(取引先含む)の勤務先など、場所の種類を問わず、営業中の生産ライン、または就労の場で行われるもの)
5	通常の生産活動と区別できないもの (例)現場実習、営業同行トレーニング
6	訓練指導員免許を持つ者、または教育訓練の科目、職種などの内容について専門的な知識・技能を持つ講師によって行われないもの
7	訓練の実施に当たって適切な方法でないもの ・あらかじめ定められたカリキュラム通り実施されない訓練 ・労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を与えて受講させる訓練 ・教育訓練機関としてふさわしくないとされる設備・施設で実施される訓練 など

※育児休業中の者に対する訓練の場合は1と2による訓練、グローバル人材育成訓練のうち海外で実施する訓練の場合は3による訓練、専門実践教育訓練の場合は1から3による訓練は、経費助成の対象となります。

## 2. 訓練コースに付随するものとして実訓練時間に含めることができるもの

### ●小休止

昼食などの食事を伴う休憩時間については、実訓練時間に含めませんが、訓練と訓練の合間にとる小休止は、実訓練時間に含めることができます。

ただし、実訓練時間に含めることができる1日当たりの小休止の上限時間(累計)は60分で、それを超える小休止がある場合は、60分のみを実訓練時間に含めることができます。

なお、連続して取ることができる訓練と訓練の合間の小休止時間の限度は30分とし、連続30分を超える小休止がある場合は、30分のみが対象となります。

### ●開講式、閉講式、オリエンテーション

簡易的な開講式、閉講式、オリエンテーション(主に事務的な説明・連絡を行うもの)については、実訓練時間に含めることができます。

ただし、実訓練時間に含めることができる1コース当たりの上限時間(累計)は60分とし、それを超える場合は、60分のみが対象となります。

※上限時間を超える時間および移動時間がある場合には、その時間は、訓練コースの要件(特定訓練コース10時間以上、一般訓練コース20時間以上)を満たす訓練時間としては算定されず、助成対象となりません。

## 3. 支給対象とならない経費

### ●事業内訓練

- ・外部講師の旅費・宿泊費(県外講師の招致は助成対象)、車代、食費、経営指導料、経営協力料など
- ・繰り返し活用できる教材(PCソフトウェア、学習ビデオなど)、職業訓練以外の生産ラインまたは就労の場で汎用的に使用するもの(パソコン、周辺機器等)など

### ●事業外訓練

- ・受講生の旅費、宿泊費など訓練に直接要する経費以外のもの
- ・都道府県の職業能力開発および独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練等(高度職業訓練を除く)の受講料、教科書代
- ・認定職業訓練のうち都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定職業訓練、団体型訓練の実施計画書を提出している団体が実施する訓練の受講料、教科書代、中小企業以外の事業主の雇用する労働者が受講した認定職業訓練の受講料、教科書代など